

新たな過疎対策法の制定に関する追加提言

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に法期限を迎えることから、新たな過疎対策法の制定に関し、これまで令和元年11月及び令和2年6月の二回にわたり提言を行ってきたところである。

今般、自由民主党及び公明党において基本的な考え方が示されるなど、新法制定に向けて具体的な検討が行われつつある。こうした国における検討に当たって、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る観点から、下記の事項について提言する。

記

1 過疎地域の指定要件について

- (1) 人口減少率(長期)の基準年については、都道府県によって昭和50年、昭和55年などの意見があるが、人口減少等に伴う多様な課題を抱え、真に過疎対策が必要な地域の状況を的確に反映したものとすること。
- (2) 「一部過疎」の特例については、現行の一部過疎地域における財政力要件の緩和等を求める意見もあるが、非合併過疎市町村との間で過疎対策に格差が生じないように、現行地域が引き続き過疎対策を進められる要件を設定すること。
- (3) 「みなし過疎」の特例については、合併市町村に占める旧過疎地域の割合が高く、合併市町村全体として過疎対策に取り組んできた経緯を踏まえ、現行地域の存続を前提とすること。

2 過疎地域の財政基盤強化について

過疎地域では半島等の条件不利地域と同様、今後、都市部と比較して人口減少や少子高齢化が著しく進行し、地域経済の縮小や担い手不足等に対応する財政需要の増大が見込まれることから、次の財政措置を講じていただきたい。

- (1) 過疎市町村における過疎対策事業債の要望額が増加している状況を踏まえ、地方債計画額の総額を十分に確保すること。

- (2) 過疎対策事業債について、過疎市町村の要望を踏まえ、ハード分の対象に除却事業や防災・減災事業等を追加するとともに、集落再編のための住宅整備等に係る充当率の引上げなど、一層の充実を図ること。
- (3) 過疎地域等持続的発展支援交付金（仮称）をはじめとする、各種国庫補助制度について、補助対象の拡大や補助率の更なる嵩上げなどの財政支援措置を講ずること。
- (4) 事業用設備等に係る特別償却及び地方税の課税免除等に対する減収補填措置について、対象業種の拡大、取得価額要件の引下げ等、他の条件不利地域と同等以上の特例措置を設けること。

3 都道府県による支援について

都道府県による過疎市町村の業務補完の観点から、都道府県が過疎市町村を人材面で支援する場合における財政措置の更なる拡充を図るとともに、都道府県代行制度における財政措置を講ずること。

4 経過措置について

過疎地域の指定要件を満たさなくなった市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、過疎対策事業債や税制措置等について、適正な基準と期間を設定するなど、十分な経過措置を設けること。

過疎地域は、その地域ごとに多様な課題を抱えており、多くの都道府県から地域の実情を踏まえた要望や提言活動がなされているところである。新たな過疎対策法を制定するに当たっては、このような意見を十分に尊重した内容としていただきたい。

令和2年11月5日

全国知事会